

宇城市上下水道局告示第24号

地方税法第20条の2の規定に基づき次の書類を公示送達します。

なお、この公示送達する書類は、宇城市上下水道局上下水道課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

また、地方税法第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

令和8年9月24日

宇城市長 末松 直洋



送達する書類	氏名
令和8年度4月期 下水道使用料督促状	小松 武幸
令和8年度5月期 下水道使用料督促状	小松 武幸
令和8年度6月期 下水道使用料督促状	小松 武幸
令和8年度4月期 下水道使用料督促状	佐藤 宏星
令和8年度5月期 下水道使用料納入通知書	佐藤 宏星